

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 575 号 この資料は全部お読みいただいて 120 秒です。

今回のテーマ： 寄附金税制の拡充と寄附文化

少子高齢化や家族関係の希薄化により、公益法人等への寄附の関心が高まってきていると言われています。また、企業オーナーが多額の私財を大学や地方公共団体に寄附したことなどがニュースになっています。実際に特定非営利活動法人国境なき医師団日本が行った調査「「遺贈」に関する意識調査 2018」によると、20代から70代に共通して遺贈による社会貢献に関心が高いという結果が出ています。一方、政府においても「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、民間の公益活動促進のために、寄附文化の醸成などを支援することが盛り込まれました。

このように官民ともに民間の公益活動を促進させようという流れが、平成30年度の寄附金税制改正の背景にあると推測されます。

寄附金税制の拡充

個人が公益法人等に現金を寄附した時の取り扱いは以下の通りです。

通常の寄附：所得税	その年の所得金額の40%を限度に所得から差し引く
相続・遺贈による寄附：相続税	相続税は非課税

一方、株式・不動産等の現物寄附についても上記と同様の税制優遇は受けられますが、その寄附する資産に含み益がある場合、寄附者に時価で譲渡したものとみなして譲渡所得税が課税されます。国税庁への非課税申請により非課税となりますが、その要件が非常に厳しく、現物寄附の普及を妨げてきた一つの要因といわれていました。しかし、このみなし譲渡所得課税の要件が平成30年税制改正において緩和され、従来の非課税申請では承認されるまでに3~4年かかっていましたが、新しい制度では寄附先の公益法人等に親族等がないことなど、一定の要件を満たせば1か月又は3か月で承認されることになり、寄附者の負担が大幅に軽減されることになりました。

寄附文化の広がりに向けて

国民の寄附に対する関心の高まり、税制などの制度の後押しは進んできています。一方、例えば自分の財産の一部を遺贈により寄附しようと考えた時、寄附先として頭に浮かぶのは母校やいくつかの有名な公益法人等くらいではないでしょうか。今後、日本に寄附文化が広がっていくためには、多様な寄附先の選択肢と資金を必要とする公益法人等の積極的な広報活動が必要と考えます。公益法人等はその事業の透明性や寄附を必要とする理由を積極的に広報し、遠慮をせずに寄附を募集していくべきです。また、寄附の際にその親族等とトラブルにならないよう、民法・税法を理解したうえでの内部の仕組みづくりも急務です。その際には積極的な専門家の関与も必要です。

お見逃しなく！

個人が株式・不動産等を公益法人へ寄附する際は、以下の3点を十分に考慮のうえ、実行する必要があります。

- ① 寄附者の所得税又は相続税の手続きがどのようなものになるかの確認
- ② 公益法人等に現物寄附の受け入れ体制があるかどうかの確認
- ③ 寄附後に寄附者の家族とのトラブルを避けるため、家族への説明